

**フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の
目指す方向性に関する調査事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領**

(目的)

第1 この要領は、フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務公募型プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第12の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(プロポーザル参加希望者の公募)

第2 代表理事は、要綱第4に規定するプロポーザル参加希望者の公募に当たり、次の各号に掲げる事項を公示し、公募型プロポーザル方式企画提案説明書（以下「説明書」という。）を配布するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 要綱第5に規定する参加資格の要件に関する事項
- (3) 企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準
- (4) 説明書の交付期間及び交付場所
- (5) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) その他必要と認める事項

(プロポーザルの参加申請)

第3 要綱第6第1項に規定する参加表明書は別記第1号様式のとおりとする。

2 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、前項で定める参加表明書に次の書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (2) コンソーシアム、会社概要等資料
- (3) コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(企画提案書の提出要請)

第4 要綱第9第1項に規定する企画提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 業務の実施方針、手法及び提案
- (2) 審査基準におけるポイント
- (3) 業務処理計画（日程）
- (4) その他必要と認める事項

2 要綱第10第1項で規定する企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準、その他必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務担当者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針及び手法
- (3) 企画提案の内容
- (4) その他必要と認める内容

(審査結果に係る情報提供)

第5 代表理事は、要綱第10第1項で随意契約の相手方とされた特定者と契約を締結した後、当該企画提案書を成果品が納品される日まで閲覧に供するものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2020年11月12日から施行する。